

◎所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイスラエルとの間の
条約に関する交換公文

(略称) イスラエルとの租税 (所得) 条約に関する取扱

平成二十四年 九月 七日 ベルンで
平成二十四年 九月 七日 効力発生
平成二十四年 九月二十五日 告示

(外務省告示第三一九号)

目 次

日本側書簡………
イスラエル側書簡………
ページ
一三四七
一三四八

(所得に対する租税に関する)重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約に関する交換公文

(日本側書類)

(Japanese Note)

Berne, 7 September, 2012

Excellency,

書簡をもつて謹申いたします。本使は、一九七一年五月二十一日以後に於ける議定書によつて、当該
一九七一年一月十九日に東京で署名された所得に対する租税に関する)重課税の回避のための
日本とスイスとの間の条約(以下「条約」といふ。)に前記する如く、両政府間で到達した次の了解を
日本国政府に代わいて確認する光榮を有し申す。

条約第十一条第4項に規定する機関との間の了解を有する旨
我が了解である。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をスイス連邦政府に代わいて確認するに於けるが、両政府間の
合意を構成するものとする。その合意が閣下の返簡の日付の日以後力を生じ、二〇一二年四月一日以後に租税
を課される額は、この適用されるものとする。これを提案する光榮を有し申す。

本使は、以上を申し進めるに際し、より尊重して閣下に向かひて敬意を表し申す。
二〇一二年九月七日
スイス連邦

スイス連邦

日本国特命全権大使 梅木和義

(Signed) Kazuyoshi Umemoto
Ambassador Extraordinary
and Plenipotentiary of Japan
to the Swiss Confederation

Her Excellency
Ms. Eveline Widmer-Schlumpf
President of the Swiss Confederation
Head of the Federal Department of Finance
Of the Swiss Confederation

スイスとの租税(所得)条約に関する取扱

三三四

スイスとの租税（所得）条約に関する取極

| III 四八

(スイス側脚題)

(Swiss Note)

Berne, 7 September, 2012

(語文)

書簡をもつて謹上いたしました。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したりことを確認する光榮を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、スイス連邦政府が前記の了解を承諾し得るやうにいたしました。閣下の書簡及びその附箇が両政府間の合意を構成するに至りました。その合意がいの返簡の提出の日に効力を生じ、(廿二年四月) 日以後に租税を課される額について適用せらるるものを確認する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進むる上斷り、より重ねて閣下に向ひて敬意を表します。

バイヤ連邦

大統領兼財務大臣 ハウトローヘ・エーネル・ハスラー

スイス連邦駐在

三本國特命全權大使 梅本和義閣下

The foregoing understanding being acceptable to the Swiss Federal Council, I have further the honour to confirm that Your Excellency's Note and this Note in reply shall constitute an agreement between the two Governments, which shall enter into force on the date of this Note in reply and shall be applicable for amounts taxable on or after the first day of April, 2012.

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency the assurance of my highest consideration.

"(Japanese Note)"

Excellency,
I have the honour to acknowledge the receipt of Your Excellency's Note of today's date which reads as follows:

(Signed) Eveline Widmer-Schlumpf
President of the Swiss Confederation
Head of the Federal Department of Finance
of the Swiss Confederation

His Excellency
Mr. Katsuyoshi Unemoto
Ambassador Extraordinary
and Plenipotentiary of Japan
to the Swiss Confederation

(参考)

この取極は、平成二十二年五月二十一日にベルンで署名された議定書（平成二十三年二国間条約集参照）によつて改正された昭和四十六年一月十九日に東京で署名されたイスとスとの租税（所得）条約（昭和四十六年二国間条約集参照）第十二条の規定に關し、日本国の関係国内法令の改正により、新たな取極を定めるものである。